

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項及び第2項	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	市民協働推進課

- 1 処分基準は、同法第13条第3項、第43条第1項及び第2項のとおりとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。